

明治十六年七月廿九日

松平慶承公判傍聴録
第一卷

伊藤進次郎編輯

036510-000-7

特54-452

松平慶承公判傍聴録 第1編

伊藤進次郎

M16

BBR-0243



緒言

嗚乎人誰カ其性善ナラザラン唯私慾ノ爲メニ其良心ヲ喪フ耳然レモ其性ヲ完フスル
甚タ難シ古來聖賢ノ善行美跡ヲ傳フル載籍ハ汗牛充棟モ當ナラズト雖モ其善行美跡
ヲ慕フテ之レニ倣ハントスル者甚タ寥寥ニ盗跖支流輩ノ多々アルハ誠ニ慨嘆ノ極
トス昔者天一坊出テ、當時ノ耳目ヲ聳動シタリ而シテ今者復天一坊ヲ倣フテ世ニ顯レ
タル者アリ大ヒニ世人ヲ驚カセリ嗚乎何ゾ善行善事ヲ學ブ者ノ希ニシテ惡事惡行ヲ學
ブノ者夥キヤ以是世之將來復此天一坊ナキヲ知ラン哉余茲ニ愛岐日報ガ記スル
所ノ確ナル公判傍聽筆記の一朝に煙滅破壞センヲ惜ミ採ツテ小冊子ト爲ス要ハ後世
再來ノ天一坊ニ備ヘシメンコトヲ冀フ耳

明治十六年七月

編者識

東國新聞

松平慶承公判傍聽錄

伊藤進次郎編輯

明治十六年六月廿日午前第十時三十分公庭に開かれ先づ傍聽人二百有余名の者
其席に於て、續いて原告被告の兩造ニ呼び入れる續て主任判事太山ニ身察官青木
素書記抽出某の三式公庭に臨まる茲に於て見屋ハ證據物品ハ黒塗金時繪交絞散
蓋付菓子器、白薩摩焼同絞附抹茶茶椀、歌一首を唱えたる金散を扇子其他種類數括を
證據物品臺上に置く(判事曰)被告の右共順次に住所屬籍年齢姓名職業等を申述べよ
「被告慶承曰」自分は東京府下七區島根金杉百九十六番地館貞尾方同居出生は越後
國蒲原郡吉岡村にて族籍ハ士族年齢ハ卅七年姓名ハ義承事松平長七職業ハ雜業ナリ
次に「被告美根三郎曰」自分の愛知縣下尾張國愛知郡平針村平民村瀬美根三郎次に被
告長徳曰「自分と同縣下名古屋區矢場町一の切日廿八日廿九日廿十日廿十一日廿二日
年齢職業等を述べ(判事曰)檢察官よ今度被告が犯罪となるへき事實と詳細に縷陳せら

松平慶承公判傍聽錄

れ(「檢察官曰」)被告松平長七ハ第一「官の文書」偽造する罪の素とシ七ハ平民ニ
テ明治八年十一月八日松平家へ送致してより士族となり東京下谷區に居住ありた
れと去る十二年長七ハ都合を以つて區より淺草區へ移轉送籍の際の送籍書の長
七とあるを擅に義承と書改めて其後所納めたる即ち官書を増減變換せし行使
なり第二は長七は詐偽取財の罪を犯したるものに之を原告村瀬彦十郎を欺罔するに
已れの身分ハ華族と偽唱せ執事体のもを置き常御と仰しめ生所ハ全く江戸城
二の丸に於て誕生など空虚の言語を吐き系統最も尊尙のものに請ひ爲して今回は全
く忍びの遊歴稱して止宿し竟に巨額の金圓を騙取せしのみならず其義に一日當地
より東京へ歸るの途中靜岡驛より徳川家ヲ滞在の体を以て彦十郎へ書狀ヲ贈り一文
中龜之助西遊云々のことを記し其他和歌を書せし扇短冊等と執事の名義にて彦十
郎へ贈越せ飽きて徳川家の親屬なりと信用せよの再ハ當地に來るや彦十郎方ハ旅
館と定めて止宿し自後已れの同類使用えて或は藤田組手代に贖せ或は徳川家の使

者と偽り以て彦十郎を欺し巨額の金圓を騙取たる等不正の所業ありと逐次其詐偽
取財となるべき行為の數事ヲ述らる(判曰)原告村瀬彦十郎ハ其方ハ被告長七等と知
己になどしるも其最初の摸様より別るゝに至るまでの實際を具さに上陳すへ之(原告
彦十郎曰)去る十四年四月二十一日午後三時過と覺し頃二人の旅客カサモ腕車
を急かせ自分カ店頭に到りて下車去らるに自分カ臺所へ入來りて投宿を求めて云ふ
言葉に偕つて此度兩人とも止宿すれと願ひ奥二階の座敷に案内せよとのことなれ
ど生憎其節奥二階は自分カ常得意ある彈高山の旅客某の投宿する坐敷に供しある
のとならず折節手代等人少なりしゆへ坐敷かど好まる旅客ハ一層手敷の懸るへし
と察しお斷りするに如何かすと其由を申述たるは兩人ハ強て所望せらるゝに否み兼ね
高山の旅客は舊知の故を以て他の座敷に移宿と請ひ余義なく兩人を所望する奥二階
に案内し止宿と定めたり其節宿帳に松平家執事村瀬美根三郎渡邊善四郎と記載せし
を以て貴官の執事に非らされハ華族の家扶なりと思ひ丁寧に取り扱ひを爲せり夫より

兩三日を經るや、兩人の旅客は自分、面會との事と請るれ、其意に應、一件の奥二階に罷越たり、美根三郎、實は我等、華族、平慶承の執事なるか、今、回、當地へ主人慶承も罷越、銀行創立の企擧、あれは、尙、諸、事後、來、世、話、にも、相、成、こと、多、かる、へ、し、一、先、す我、等、り、當、地、に、來、り、旅、宿、等、の、取、遣、を、爲、す、等、なる、に、既、に、其、旅、館、の、當、家、と、定、め、を、以、て、一、日、歸、京、の、う、へ、主、人、慶、承、を、相、伴、ふ、へ、一、准、備、あ、れ、と、て、立、歸、カ、リ、(判、曰、)其、兩、人、か、滞、在、日、數、は、幾、程、なり、(彦、十、郎、曰、)凡、ろ、十、七、日、間、と、覺、へ、た、り、(判、曰、)夫、よ、り、の、摸、樣、を、や、立、て、(彦、十、郎、曰、)斯、る、投、宿、の、約、あ、れ、は、充、分、其、准、備、を、爲、し、て、ろ、の、來、客、を、待、受、け、し、に、早、や、其、月、も、過、き、五、月、旬、の、ころ、と、れ、り、ひ、し、か、美、根、三、郎、初、め、主、人、と、云、ふ、へ、き、慶、承、を、伴、ひ、來、り、奥、二、階、へ、通、れ、り、而、し、て、後、ら、美、根、三、郎、皆、一、閑、居、越、し、に、て、慶、承、を、最、と、尊、敬、す、る、体、の、實、に、華、族、の、容、體、な、れ、は、自、分、の、慶、承、を、純、粹、の、華、族、と、信、し、た、り、其、日、と、奉、書、に、包、み、し、一、同、の、金、圓、の、茶、代、と、し、て、賜、り、し、か、過、分、の、茶、代、な、れ、へ、深、く、之、に、謝、禮、せ、り、其、夜、は、煎、茶、抹、茶、等、を、薦、め、た、り、而、し、て、皆、な、一、同、臥、褥、を、就、く、其、翌、日、又、た、一、席、の、風、呂、釜、を、懸、け、抹、茶、を、供、せ

しか其節美根三郎の談話にこの慶承五前には全体岡崎城二の丸に於て誕生せられし御方なるか實の三州長崎村の領主松平下總介の若殿にして上總守と種々奉れり幕府の隆盛なるか也へ茶坊主と唱ふ者も八人程臣とまで召抱ありたれば五前に於ても抹茶の願る好まる、所なりとのこと也へに自分か師匠なる西京は宗匠堀内宗完等の咄しをなし且つ茶道に精まさは當地の福恩寺の住職某なるをも告げしに然らば是より彼を師匠にせんとて其翌日の五十錢の菓子折箱を束修とて慶承美根三郎善四郎の福恩寺に到り稽古日を定めて歸りたり
(彦十郎曰)折節宗匠堀内宗完も岐阜笠松及び清洲の地方へ茶道傳習の爲め來り居り其由を告るに慶承等の何卒同氏と呼寄せ呉れと強ての請ひに其意に應し宗完を呼寄せたるに出入を許すことにて日夜茶道三昧に慶承等は耽り居て其所爲何れも華族の風あり又た曾て松平上總守の五六度も當家に宿泊せられまことあるは自分か古く保存する旅宿帳に記載あれば自分は其舊諸候たりと思ひ出し頗る鄭重の取

扱ひを爲せり或日美根三郎は御前慶承公か衣服を注文せらる思召なるか何れの呉服
鼠か然るへきやと問ひを以て自分の舊尾張家に於て茶屋町の伊藤治郎左工門が
其御用達を勤めしゆへ矢張同店か然るへき旨を答へ其序でに恰も東照宮の祭禮の日
近けれの東京より舊名古屋藩知事徳川様の奥方も祭禮見物として當今右伊藤方に御
旅宿中との咄しを爲えたるも定めて御親属の廉也へ逆旅の地喜ひて交際あると思ひ
の外其節美根三郎は今回御前か當地に在るは世上に内密なり何を謂ふも御忍ひのこ
となれば徳川の奥方か旅宿せらる伊藤へ葵紋付の染方を注文するの慶承五前か忍
の御遊歴の御趣意にも叶はず然れば伊藤へ注文は斷然止むへまとして大丸屋より無地
の絹反物を取寄せ染方を注文す其節多くの紋本を見たるに皆尾張家の葵の紋にて五
前か同紋の葉の理に差異あり然れの幸ひにと持合せの紋本を貸與へカチンと云へる
色にて染方より仕立上げまでを代價三十五圓にて注文せり而て滞在中慶承等か自
分に語る所に本年秋若くは冬には徳川龜之助か西京へ赴くの途次當地に來るべけ

れ之矢張此も旅宿せまむべし何れ其節の先觸と以て報すれば坐敷の掃除等手抜なく
爲し鄭重に取扱ひへとのことなれば自分へ之を諾せり然る上にて一旦慶承等か歸京
とて發途を爲すことに及ひたり〔判曰〕其滞在日數の幾許なるや彦十郎曰確か四十
七日間と覺へたり其發途の時扇子に歌一首を認め是れば慶承五前の置土産なりとて
遺し松平慶承か旅宿せし紀念とて自分に與へられり素より此滞在中の旅宿人検査
の巡查官にも松平の華族なりと口頭にて届け置きり〔判曰〕旅宿帳に慶承等は身分
を如何に記載せしか彦十郎曰華族との記載致さ、り〔判曰〕士族とも記載せさり
しか彦十郎曰然り〔判曰〕夫より如何にや彦十郎曰一旦東京へ發途のことなれ
は熱田驛まで都合十六人程見送り同所の駿河屋に離筵を張り送別を爲し静岡まで自
分か定僱ひ腕車を供せり而して右の離筵も閉ち將よ別れんとするに際し慶承の笠
寺まで送り呉れと請ひまかば其意に任せて送り觀音寺前の茶亭へ憩ひ彌よ別れんと
すれば慶承の別る、に其情忍ひ難けれは我顔を見す西に向ひて歸れと謂ふにより其

如く爲し立別たり(被告辨護人貞亮曰)原告より事實の上陳中なれと一言判官も承る義あり之を許可せられよ(判曰)承諾せり(辨曰)先程より原告彦十郎が側に在つて彦十郎が上陳する事實の前後と差圖するものあり這は如何なるものや(判曰)原告の差添人なり(辨曰)差添人との原告か上陳を差圖する権理のあるべしものと思われす(判曰)原告よ差添人より事實上陳の差圖と受くる勿き若し遺忘せし廉あれば其方より問ひを起す其の上にて上陳せよ

(彦十郎曰)右の上陳する如く慶承等に供せし静岡までの腕車(じんりや)の知鯉(ちり)より歸し越したる節車夫には挽料として二圓を與へてやせし様はまた岡崎に於ける祖先の菩提所其他舊知行所等に立寄り日數も懸れ折角懇篤なる仕向の腕車に對し申譯けなく歸り吳とて右の車夫は立戻り而して慶承の豫て當地發途の時銀行創立の約束もあれバ再び來着せらるること、思ひ放語も其儘に致し置けり又た其道中よりは濱松より慶承か自書せし短冊なりとて自分堀内宗完及び慶承か滞在中知己になりし自分方の

定客土川宗左工門の三人へ滞在中世話になり一禮状と共に贈り越し又た静岡よりも同國の禮状を自分へ贈り越したるか何れも執事名義の差立にてあり其後は絶て通信もなかりかは再び當地へ來着せらるる何頃なると自分は思ひ居たり而て后ち同年十一月十八日自分は他用あり南大津町へ罷り越したる際豈圖らんや慶承美根三郎及び初めて面會せし清水嘉内と云へる三人か腕車にて來るに出逢ひもへ先づ時侯の挨拶を爲す何時來着せられし旨と問ひたるに美根三郎の答へには兩三日以前拙者か定宿とする七間町田原驛方へ來着たり何れ明日も其方へ旅宿を移すべし今日ば拙者か親屬なる五味貞福か像を秘藏する三條小鍛冶宗近其他の銘刀を質却するもへ慶承御前にれ買入を勧め右一覽も罷越たりとのとなをば明日は自分へ旅宿を移さる、こと、存す其所の其儘にて立別れ旅館の掃除等充分の準備を爲せり然るに其夜右の清水嘉内か自分方へ來りて謂ふ様慶承御前には大坂表へ至急の御用あり明朝一同彼地へ發足せらるを以て何れ又た當地へ來着の上は旅宿のお世話に掛るへ

しとして立歸りまのへ旅宿の準備の無になりまが余義なく其旨を承り置けり而して其日も過ぎ十二月三十日に至り午後三時ころと覺へしか只今大坂表より歸着せしめて慶承美根三郎清水嘉内の三人が腕車にて來られしもへ兼て定め置たる座敷も案内し又も滞在のことと定たり或る日美根三郎が自分を別室に招き實は大坂の豪商住友七左工門方慶承公より斯くの如き預け証券もて金五萬圓の金額が預けありしに付請取り登坂致せしか如何なる都合もや住友はその戻迄期限を延滞せしかは一先すお聞届になりて當地へ御歸着になりたり尙ほ念の爲め電信にてその期限の違約なき旨と通報致し置きたくは自分にも電信局へ同伴致し呉れとの依頼もへ其意に應し同伴致したり〔判曰〕其電信の文章と如何なりしや〔彦十郎曰〕正しく覺へはなきも預けた約束の期限に金額と送り越すへしとの意味なりし〔判曰〕夫より慶承等か滞在の模様如何なりまや〔彦十郎曰〕滞在中の始終銀行創立の相談ある体のみ察せられたり而して或る日大坂藤田組の親屬にて其手代と稱し倉光倉三なるものか自分方

へ尋來り慶承へ面謁の義を頼み呉くれとのこと也へに其旨を取次き面謁も濟みたる後ち四五日を経て倉三は慶承公を割烹店に誘ひかり自分にも同伴せよと勧めり也へ一同は大吉樓へ登りたり其時は音に酒宴のことのみならず其節自分の面前にて慶承と倉三は金二十萬圓の取爲替を証券もて執行ひたり其歸途慶承と同伴して自分方へ道すからの談話に藤田組も三十萬圓を出額すれば拙者か引請けて加州水戸は勿論舊諸侯へ出入りを叶へすべく又た鐵道の事業にも利得める關係と周旋致し遣すべきに十萬圓の不足なるは同組の爲に残念なりとの咄を聞けり回顧すれば是等のこの皆な空虚の件にて全く自分に信用を置くべき詐偽の手段にありしとおもふのはかなしろれよりして兩三日を經るや美根三郎が自分を別席に招き借ても慶承公が御旅宿中頗る困難のこを生せりも何事と謂ふも至急五千圓の金額を要する事件差起りたり何卒貴殿の御心配を以て一時右金額を調達致し吳問敷やどのことなれとも何を申すにも巨額の金圓にして一朝一夕には整ひ兼ねる次第なれば迎も其御依頼に

應一難き旨を以て只管謝断せり然れども至急御入用のこと承り上は又た他に聞合せ調達し得ることあらんに御用達致すべしと言放ち置さまが其後美根三郎が如何やと度々々督促にて萬止むを得ざる様子に見受しかと心當りの知已へ聞合せしに或り三千圓或は二千圓の金額の融通使用を得さすべしと回答せま著も之れあれば事と品とに依ては一時立替も致すべしと思ひ居たりしか美根三郎の申す様住友七左工門は五万圓のお預金あり其金額にて必ず返辨ある様取扱わば是非にと迫り且つ僅か七日間のとなりとて頻て慶承へ忠誠の心意を立つる容体にて依頼せしかは何れ自分より確とお答へ致すべしと申置さたり而て自分は他の店用にて帳合等を致し居れる所へ又たも美根三郎は斯の如く慶承御前に於て借用証券を自書せられしとて未だ貸借の約束をも遂げざるに一枚の奉書に認めし証券もて五月蠅も迫り立て遂に違るゝ道なき始末に及びしかば自分も僅か七日間のことにあれば調達せんものと心を定め五千圓の金額を夫々取纏め然らば一時御調達すべし迎自分は其金額を携へ慶

承か居間なる次の間に美根三郎へそし証券と引替へに渡りたり故に美根三郎は大に欣喜以拙者の働さ甲斐のありは勿論慶承五前に於ても臨時急場のお凌ぎに充てらるることなれば定めて満足せらるべしと申し乍ら慶承が面前に運び自分が調達せし趣きと美根三郎は上言せしに慶承は自分に打伺ひ至極大儀くと禮を述べたり其節の席にて美根三郎の申す様の何卒自分より正しく貸渡せしと云ふ証跡ある証文一通を興へ呉れらるべま左は余事ならず縦令返濟の約を違ふとも慶承公於て此借用あらせらるゝ時の徳川家の御親屬なれば同家より直ちに返濟せらるゝ筈にて到底慶承公をして其負擔と軽くせしむべきことなれば能く其邊を洞察して貸渡の證左となるべき書面を興へられと陳述せしかば自分於ても至極尤もなることと思惟し其意に任せて該證書を興へたり而して能く承れば其金額は徳川家の爲めに土地開墾の費額に供するよにて前津なる小池文左工門「みはらま餅の茶店」方へ舊幕の臣下六人程金額受取りの者來り居れり片時も早く渡し違す方然るべしとて右五千圓の金額を白

金巾の風呂敷に包み慶承初め美根三郎等はろの金額を携帶去小池文左工門方へ立越
し間もなく歸宿し大に安堵の体を示し打喜ひたり〔判曰〕是れにて本日と公判を止む
依て原被告等一同は再び明日出頭すべしと遂に公庭を閉ぢらる時辰十二時三十分を
報す

其翌廿一日は午前第十時五分頃開庭となり

〔判曰〕民事原告人村瀬彦十郎よ被告松平慶承等が當地出立後の模様を具さに上申せ
よ尤も昨日の上申は餘り必要のことも非ざることもありたり本日は必要のことの
み上申致せ〔彦十郎曰〕拜承仕れり抑も明治十五年一月二日松平慶承村瀬美根三郎清
水嘉内と自分四名にて早朝出立宮驛大森屋にて一泊せり其時美根三郎は名古屋に用
向さあるもへ是れより名古屋へ参れば五前に宜ましくししか呉れとて同所へ歸りた
り翌三日四日市へ皆く打揃ふて参れば藤田組の手代なる倉光倉藏は同所北町帯屋と
云ふに旅宿をとりて同處の濱まで人力車もて松平五前のね迎ひとして出て來たり夫

より同處の氏神へ参りて其邊りの割烹店に自分の近づきあり自分の顔を見より登
樓を勧むれば揚て一酌を始め暫くして宿所へ歸は倉光倉藏の云ふやう主人藤田傳三
郎は伊藤参議に御供して長崎の鑛山堀割の爲め畱守中にてあれば成る丈け道中は涉
どらせて貰たし尤も鳥羽より伊勢参宮して徐ろく西京の方へ参りて如何てあり
ますと松平慶承に話せば慶承も成る程うれも好き思ひ付きとすたり自分はうれはろ
うては有り升か私も金子か入用てもあるし又金子か出來てから緩るく伊勢参宮す
れば宜しからんとすし早く西京の方へ出立を急に美根三郎は病氣とすし二日計り
床に臥し出立せぬもへ慶承の少く腹を立て縦令ひ病氣なればとて拙者か出立する
に執事か出立せぬ譯はないとすせしかは美根三郎も去れば御供仕るとすし既に出立
せんとする折慶承のやすには皆なものも知つて居る通りこの度は忍ひの旅もへ晴
れて華族で通行しては不都合でもあり二つには華族で通行しての費用も多分かゝり
て冗たの費へなれば一同の者隔てなく士族となり商法家となり百姓となり一同身分

を一つにして出立するか好からんどの言ふ美根三郎も倉藏も夫ては余り勿体ない我
 ごと一様の御身分にては否なとよ構いなからと慶承かやせーかは倉藏も美根三
 郎も悦々感入りたり斯くて漸く出立の相談とこのひ遂に八日迄四日市ニ逗留し
 て九日又同所を出立し十二日西京へ到着し三條上る所の小橋屋と云ふに一泊し翌日
 堀内宗完を尋ねれば宗完の云ふやうな近つきの費顯の方にね宿をね定めに成りて
 如何て御座るとやしたれば慶承のやすやう此の度の忍ひの旅にて其のやうにも参ら
 ぬか其方の周旋にて何處か景色の好き所に宿を取て呉れどこのことに鴨川岸の竹田仙
 助とやす所に宿を周旋致させたりこの旅宿の眺めも宜しく坐敷も奇麗にしてある也
 へ茲に旅宿を定め而して日々宗完を相手に抹茶の遊びを爲せり其の節慶承は飛鳥井
 卿へ献上せんとて確お十六圓と八圓と覺ゆる鯉二尾を献上したり仍つて自分も常々
 聞くに飛鳥井卿の慶承か先妻の實家なりと云ふを實際のこと、益々信一込みたり其
 後自分へ家内のものも心配して居ること、存志美根三郎に返金を促かせまかは美根

三郎の倉光に談えて住友七左工門の五萬圓の預り証券を取り違からず金圓請け取れ
 る都合になつたり迎同人の謂ふやふ是れて金子か出来る都合になつたれ先つ
 安心さて呉れよとやまたり又慶承も謂ひけるに金子か出来たれ東京にも當方へ
 三萬圓計も預けるのもあるに仍りて商法に取り掛り其方に一萬圓遣わす也へ名古
 屋へ送つて家内の者共に悦はせよとやまたり折りまも名古屋の家内より金子り未だ
 届かぬとて頻りよ手紙よてやし越去揚げ句に面白からぬ風聞もあれは金子か手よ
 入らぬは一と先つ歸へれとやし越し自分も甚た心配せしか慶承のやすやう何にも心
 配することはなけととも名古屋の方にて左ほど心配して居れへ一度歸へりて家内の
 者に譯を話して安堵させよ金子は後より差送るとのことにと先つ名古屋へ立ち歸
 り噂を聞けば鐵炮町の笹物どのも伊藤忠左工門どのも彼れは偽物の慶承なりと云
 ふとのことなれどもまさか偽物でいなく眞物の慶承と存し人の噂を信しさりこ
 とにてあり

其後西京堀内宗完より書信を飛きて申越えたるに、松平慶承は親の病氣にて東京へ歸るのことに自分は打ち驚き人の噂に違はず偽物にてあり一かと齒噛みして悔たれど詰り悔ても歸らぬことなれ、今一度西京へ登りて種々様子と聞料さんと急ぎ西京へ登りたり斯くて美根三郎にも種々と問ひ詰れば慶承は全く父病氣の趣電報か達したれば東京へ歸りたることに申し且つ申すには慶承は決して偽物には非ず其程の私か何處迄も請合ひ申すべく甚麽に私か不敏なればとて偽りの華族に執事となつて何んと云はれても只拜々と云ひ居るやうな馬鹿は有りません必ず御心配の無用なり而かも御心配なれば私か引受け屹度御指分の相掛じ仍つての私より五千圓は返済する証書を差し上げ申せば請取りあれど甚麽にも尤もな挨拶に自分も人の噂さの様よもなきかと半信半疑にありしか美根三郎は早くも証書と認め強て請取れと申したるに仍つて請取りたり(判曰)其の証書を差し出せ(彦十郎曰)本紙は持ち合せ申さるれとも其寫を持合せ居れり(判曰)出せ仍ち寫紙を差出す(判曰)明日本紙を差出せ

(彦十郎曰)拜承せり(判曰)最初義承等か明治十三年中に投宿したる折りの宿帳と差出せ(彦十郎曰)今日は持参し致さす(判曰)明日参持せよ(彦十郎曰)拜承せり(判曰)其十月中義承か其方に宿泊し居る中に他出して他に泊したることの有らざりしか(彦十郎曰)他に泊したことありし(辨護人曰)一言法官に請ふことあり(判曰)何か(辨護人曰)事實について辨論前より一言申度存する(判曰)好し(此時書記朗く豫審口供書を讀下さる先つ慶承の口供書を讀み始め次に長徳次に美根三郎の口供書を讀み下さる時に午前第十二時なり(判曰)本日は此迄にて閉廷す明日出廷せよとて同日の退散せり

○六月廿二日午前第九時十五分開廷となる

(判曰)昨日の裁判に引續ひて開廷するの旨を述らる(被告人曰)謹て之れを拜承す(判曰)書記よ昨日讀み残りし豫審の調書を朗讀ありたし(書記曰)諾即ち被告事件に付証人参考人等の調書と朗讀了らる時に午前第十一時三十分頃あり(判曰)既に時

刻も移りたれば被告人共は一同に喫飯せよ又た午后に至りて裁判せんとて竟に一と
先つ閉廷せらる

同日零時三十分再び開廷

〔判曰〕本案事件の被告三名ありて嘗て取調へし順序に因り第一寺川長徳第二松平良
七第三村瀬美根三郎を裁判すれり左様心得へし〔被告人曰〕之れを拜承せり〔判曰〕被
告人寺川長徳よ只今示す所の書類は覺へあるや否やと見坐をして三通の書簡を被告
人に渡さまひ〔長徳曰〕謹て熟視するに此の二通と全く覺へなきものなれとも今殘る
一通の傳信文の自分覺へあるもの如し〔判曰〕之れ如何なりやと証券とも覺なき
一葉の奉書紙を示さる〔長徳曰〕更らに覺なし〔判曰〕之れ如何やと又た右の如きも
のを示さる〔長徳曰〕覺へ之れなくし〔判曰〕此の一葉の端書は如何ん〔長徳曰〕個は自
分か得たる書信なり〔判曰〕又た一の信書を示さる〔長徳曰〕個も復た自分か得たる書
信なり又た〔判曰〕一通の信書を示さる〔長徳曰〕個も又復自分か得たるの書信なり〔判〕

又一通の信書を示さる〔長徳曰〕右同様に御座し〔判〕又一通の信書を示さる〔長徳曰〕
個の自分の筆跡に相違御座なくし〔判曰〕其方か氏名と倉光倉藏と詐稱せし所以は豫
審の調書に於て明了ありと雖ども其他の事に至りては信と置くに足らざるものも甚
なからず全体裁判するに當りて事實の認定は裁判官の權内に屬するものなれば若し
一其方が實際の陳述を致さず虚喝と申立居ては却て或の不利益なる裁判を受くるも
測り難し斯る時に際し其裁判と不服なりとして上告せんとするも法律に於ては固よ
り上告するを得べき場合と限り事實の適合如何を以て上告するを許さるものなれ
ば其方も能く此理を辨へ敢て腹藏作言せず有りし事の儘を白状せよ〔長徳曰〕謹て之
れを拜承を〔判曰〕其方は松平良七と相知るものなるや〔長徳曰〕然り〔判曰〕然らば其
相知るの始めより爾來如何なる交際をなせしや事實相違なきやう具さに申立よ〔長
徳曰〕抑も明治十四年四月下旬の頃にてありし自分と一面識ゆる松平直吉てふもの
敵宿に罷越し寒暖の禮駁を述べ了りて別來の起居如何を語る〔判曰〕斯る事は訊問す

る所に非らず只其松平良七に關する事のみを陳述せよ〔長徳曰〕良七と相知るの原因を申上るに付ては右陳述せざるを得ずさて右の直吉かやすやう松平慶承と云ふは東京にても頗る有名なる人なり氏は面識あるか否かと問ひ一かは自分は其人は更らに知らざるのみならず氏名さへも未だ聞しことなし全体松平慶承の何を以て有名なや自由黨に加盟してもして然か乎將た政事家にて然る乎抑も亦た金満者流にまて然る乎とやせし何にさ歴々の門閥家にて然り且つ氏の友人淺井勝平とかは華族家に入り度談もあり一かは幸ひ今度慶承公が當地伏見町の三嘉にて滞在中なれば氏も一度参りてお目に懸り置くへいと勸めしによりさらは面會せんとて竟に其日直吉と同道にて慶承の寓所へ参りたり〔判曰〕豫審の調書に因れば右の四月上旬とあり今日述る所は四月下旬とあり其の齟齬せる廉如何〔長徳曰〕豫審の調書の節の何分精神も錯亂し居りし折柄なれば何にかと口にて任せてや立てしか今日陳述する所の眞正の事實よい左れば判官閣下には幸ひに左様思召ありたし〔判曰〕然り其次と申立てよ〔嗣出〕

明治十六年七月七日出版御届

〔定價四錢五厘〕

編輯兼出版人

愛知縣士族 伊藤進次郎

愛知縣下尾張國西春日井郡 清水町二百四十二番邸寄留

追々次篇出版ニ付御購讀之程奉願候

宮町二丁目

愛岐日報社

京町

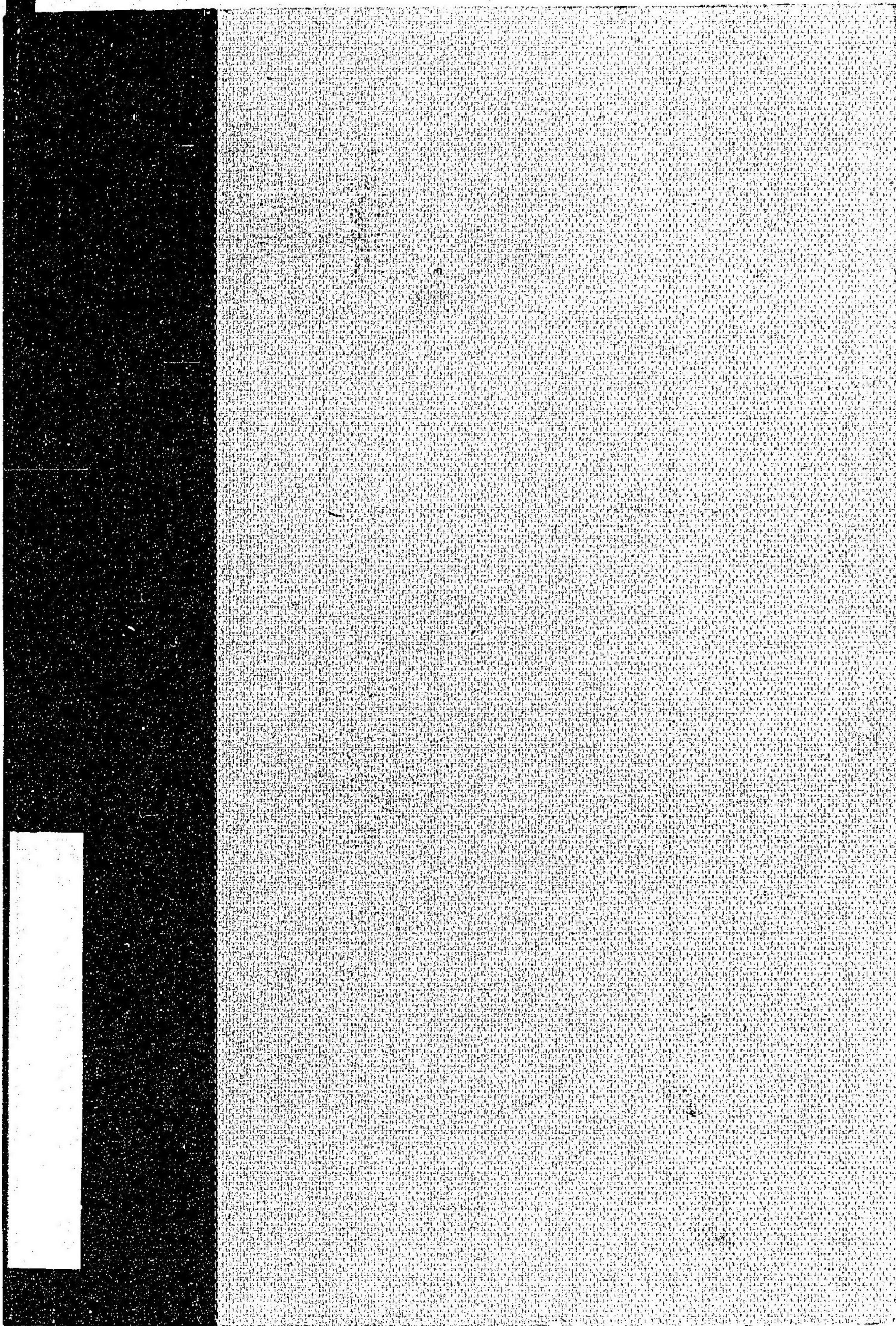
製本所

門前町

其中堂

發賣所

2P-20



A vertical white rectangular strip, possibly a label or a redaction mark, located on the left side of the halftone area. It is completely blank and contains no text.